

住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー
補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート

申請者氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 福北 太郎
-------	-----------------------

申請者記入欄: 該当する場合は「レ」印、該当しない場合は「／」印をご記入ください。

提出書類(A4サイズにまとめて、1部提出してください。)		申請者 記入欄	市 記入欄
●	① 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー 補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート【本シート】	レ	
●	② 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー 補助要件チェックリスト ⇒補助要件に適合しているか確認してください。	レ	
●	③ 住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー 補助金交付対象者認定申請書【様式第25号】	レ	
●	④ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(コピー不可) ⇒法人格を有すること、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと の確認のため、提出をお願いします。	レ	
●	⑤ 市税証明(法人)(コピー不可) ⇒本市における市税の滞納がないことの確認のため、提出をお願いします。	レ	
△	⑥ 事業所等の着手を確認できる書類 ⇒「市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規 雇用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者」を適用される場 合、提出してください。 例)事業所等の建設又は購入の契約書の写し 等	／	

※1 認定申請は、社宅の建設又は購入の契約締結前に行ってください。

※2 提出書類が揃っていないと、申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

※3 提出書類の●印は必須、△印は該当する場合に提出してください。

住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー
補助要件チェックリスト

株式会社〇〇〇〇

申請者 氏名 代表取締役 福北 太郎

1 対象企業について

【個別項目】①②のいずれかに☑

次の①②のいずれかに該当する企業。

①市外から転入する従業員の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者。 ⇒☑	②次の全てを満たす者 ・市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者 ・社宅の建設又は購入前に事業所の建設又は購入の契約を行う者 ⇒□
----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【共通項目】該当する場合☑

次の全ての要件に該当する。 ⇒☑

※1つでも該当しない項目がある場合、本事業の対象となりません。

- ・法人格を有すること。(但し国、地方公共団体及びその他関係機関は除く。)
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でない。
- ・北九州市における市税の滞納がない。
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。

2 対象社宅について

【住宅の所在】該当する場合☑

街なかの区域(要領参照)に所在し、次の全ての区域外に所在する住宅である。 ⇒☑

※街なかの区域であっても、次の区域内の場合、本事業の対象となりません。

- ・市街化調整区域
- ・工業専用地域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・土砂災害警戒区域

【社宅の要件】該当するものに☑

建築基準法に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舍で、次のア～クの全てを満たす社宅

ア 市内において企業が自ら運営し、かつその従業員及びその家族の住居用に建設又は購入	⇒☑
イ 1棟あたり20戸以上	⇒☑
ウ 新築である	⇒☑
エ 周辺環境に配慮したものである	⇒☑
オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がない	⇒☑
カ 国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受けていない	⇒☑
キ 補助金の交付を受けた日から10年以上社宅に供する	⇒☑
ク 1戸あたりの住戸専用面積(バルコニー、共用部分は除く) ●世帯人員1人の場合 25㎡以上 (居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18㎡) ●世帯人員2人以上の場合 30㎡以上	⇒☑

認定申請をする日付をご記入ください。 → 令和〇〇年〇〇月〇〇日

北九州市長 様

申請者（法人）の郵便番号、住所、法人名、代表者名、電話番号をご記入ください。

申請者 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
住所 〇〇県〇〇市××〇丁目〇番〇号
法人名 株式会社〇〇〇〇
代表者名 代表取締役 北九 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

社宅の担当部署の電話番号をご記入ください。

者代印表

住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金交付対象者認定申請書

代表者印をご捺印ください。

住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金の申請を
住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第38条第1項の規定により、下記のとおり申請をします。なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

また、要綱第43条に規定する認定の取り消し事由に該当した場合、又は要綱第39条第1項に基づく補助金の交付申請をした際に申請資格を満たしていないことが発覚した場合は、認定を取り消されても異議を申しません。

記

	(フリガナ)	カブシカイシャ〇〇〇〇 ダイヤトリシマリヤ キキョウ タウ		
	申請者 (法人名及び代表者名)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 北九 太郎		
申請者について	申請区分 (該当番号に○印) ※複数選択可	1 市外から転入する従業員の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者 2 市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者		
	事業所等の概要 ※申請区分が2の場合に記入	所在地 福岡県〇〇郡〇〇町××〇丁目〇番〇号 事業所等の種類（事務所、店舗、工場等） 工場	完成（予定）年月日 〇〇年〇〇月〇〇日	
建設又は購入する社宅について	建設又は購入 (該当番号に○印)	1 建設 2 購入		
	所在地（地名地番）	北九州市小倉北区内〇番〇 【棟番号又は名称：〇〇〇レジデンス小倉】		
	棟全体戸数・延べ床面積 (内、社宅とする戸数)	30 戸 内、(20) 戸	0,000.00 m ²	
	補助対象戸数・ 1戸あたり住戸専用面積 ※バルコニー、共用部分除く	世帯人員1人	7 戸	〇〇.〇〇~〇〇.〇〇 m ²
		世帯人員2人以上	5 戸	〇〇.〇〇~〇〇.〇〇 m ²
購入又は建設 契約予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
工事完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			

住居表示ではなく地名地番でご記入ください。

【本申請書に係る用語の定義】（参考）

	用語	定義
申請者について	転入	北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。
	従業員	住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第34条第1項で定める補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）に雇用されている者で、要綱第36条第1項で定める補助金の対象住戸（以下「補助対象住戸」という。）へ転入する方をいいます。
	良質な社宅	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舎で、次の全ての要件を満たすものをいいます。 ○市内において企業が自ら運営し、かつその従業員等の住居用に建設又は購入するもの。 ○一棟あたり20戸以上。 ○新築（新たに建設又は購入された社宅で、まだ人の居住の用に供したことがなく、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）であるもの。 ○公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がないものであるもの。 ○国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないもの。 ○補助金の交付を受けた日から10年間社宅に供するもの。 ○1戸当たりの住戸専用面積（バルコニー、共用部分は除く）が、世帯人員1人の場合25㎡（居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18㎡）以上、世帯人員2人以上の場合30㎡以上のもの。
	市近郊	直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、福智町、下関市をいいます。
	事業所等	企業が事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいいます。
	新規雇用者	事業所等の操業開始の日の前後1年間に、事業所等に新たに勤務することになった雇用者（転入時39歳以下）で社宅建設支援対象住戸に転入又は転居する方をいいます。

【注意事項】

- 必ず、住むなら北九州 定住・移住推進事業（社宅建設支援メニュー）補助申請要領（以下「申請要領」という。）をご確認のうえ、申請書をご記入ください。
- 申請要領については以下の方法でご確認ください。
 - 本市「住むなら北九州 定住・移住推進事業」ホームページを参照。
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0052.html
 - ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課（Tel:093-582-2592）までお問い合わせください。